

羽 生 潔 家 文 書

(採訪時住所 茨城県稲敷郡本新島村)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
1		昭和12	1937			2	8	(霞ヶ浦公有水面埋立工事関係)			綴 (12)	N05の付箋貼付	8	
1	1	昭和12	1937			2	8	公有水面埋立願 (稲敷郡本新島村大字境島字八人割地先)	稲敷郡本新島村大字境島四百二十七番 鈴木巖印他2	茨城縣知事 林信夫殿	仮綴	1	8 6	
1	2	昭和12	1937			4	16	茨城縣指令土第二六〇〇號 (霞ヶ浦公有水面埋立ノ件免許)	茨城縣知事 林信夫印	稲敷郡本新島村大字境島鈴木巖・同大字同 羽生剛・同大字同浅野作次郎	仮綴	1	「茨城縣牛堀土木出張所昭和12.4.19日牛収第143號」の印	8 4
1	3	昭和12	1937			4	16	命令書 (公有水面免許につき命令15ヶ条)	茨城縣知事 林信夫印	稲敷郡本新島村大字境島鈴木巖 他2名	仮綴	1	8 5	
1	4	昭和12	1937			6	15	公有水面埋立工事着手届 (稲敷郡本新島村大字境島字八人割地先)	稲敷郡本新島村大字境島鈴木巖印同大字同 羽生剛印同大字同浅野作次郎	茨城縣知事 林信夫殿	仮綴	1	8 3	
1	5	昭和14	1939			5	28	延期申請			仮綴	1	8 2	
1	6	昭和14	1939			8	16	茨城縣指令土第一〇八八七號 (公有水面埋立工事竣工期限延長許可証及び材料費の一覧)	茨城縣知事 吉永時次印	稲敷郡本新島村大字境島鈴木巖 外2名	仮綴	1	N05の付箋貼付、「茨城縣牛堀土木出張所昭和14.8.18牛収集第108號」の印	8 1
1	7							公有水面埋立計画説明書 公有水面埋立工事費明細書 (公有水面埋立願添属書類)			仮綴	1	8 7	
1	7	1	昭和7	1932		2	28	(公有水面埋立願添属書類のうち佐原の五万分の一の地形図. 埋立出願区域の記入あり)			単票	1	綴じてない	8 7 1
1	7	2	昭和15	1940		1	30	(金銭渡し済みに関する書類. 公有水面埋立願添属書類の内)	羽生剛	黒田金一郎殿・大堀祐吉殿	便箋	2	綴じてない	8 7 4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 7 3							第二号 第三号 堤塘縦断面圖（公有水面埋立願添属書類のうち）			舗	1	綴じてない	8 7 2
1 7 4							公有水面埋立区域内横断面圖（公有水面埋立願添属書類の内）			切紙	1	綴じてない	8 7 3
2	昭和14	1939					（漁業組合原簿記載変更登記関係、その他綴）			綴	(51)	「2漁業組合原簿記載（変更申請）加入申込組合規約其他」の付箋貼付	6
2 1	昭和14	1939			8	1	漁業組合組織設定同意書	本新島村漁業組合員稲敷郡本新島村大字上須田貳六〇八番地 一畝田兼太郎印ほか63名		縦帳	1		6 20
2 2	昭和14	1939			7	25	本新島村漁業組合臨時總會決議録	決議録署名人組合員山来晋 ①同 浅野作次郎① 同 宮本潔①		縦帳	1		6 23
2 3	昭和14	1939			7	28	漁業組合規約変更認可申請 扣	右組合理事 羽生剛印	知事 吉永時次殿	縦帳	1		6 22
2 4	昭和14	1939			7	28	事業計画書（改正漁業法及漁業組合法により）	本新島村漁業組合理事 羽生剛		縦帳	1		6 24
2 5	昭和14	1939			7	28	出資調書	本新島村漁業組合理事 羽生剛		縦帳	1		6 25
2 6	昭和14	1939			7		（漁業組合規約変更認可申請、理由書 他下書）			縦帳	1	「霞ヶ浦北浦水産振興場」の罫紙用箋	6 27
2 7 1	昭和15	1940			3	15	（本新島村漁業組合設定に伴う規約変更認可について）	茨城県経済部長印	本新島村漁業組合長殿	仮綴	1		6 15 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 7 2	昭和15	1940			3	15	茨城縣指令水第二九五一號（組織設定に伴う規約変更の件認可）	茨城縣知事 吉永時次印		単票	1		6 15 2
2 8	昭和15	1940			3	26	委任状（鈴木巖に委任）	本新島村境島組員福田卯兵衛印ほか12		縦帳	1	2銭の収入印紙貼付	6 19
2 9	昭和15	1940			4	7	出資第一回払込完了アリタルコトノ證明書	茨城縣稻敷郡本新島村大字石納杓八杓九番地保証責任本新島村漁業協同組合（監事黒田謙一郎 坂本丑松）		仮綴	1		6 17
2 10	昭和15	1940			4	16	漁業組合組織設定登記申請書	茨城縣稻敷郡本新島村大字石納杓八杓九上須田貳六〇八番地（石納杓八杓九）保証責任本新島村漁業協同組合（理事 鍬田兼太郎ほか2）		仮綴	1		6 16
2 11 1	昭和15	1940			4	18	茨城縣指令水第六四六〇號（昭和15年4月5日申請昭和15年度経費分賦収入方法の件認可証）	茨城縣知事 吉永時次印		単票	1		6 14 1
2 11 2	昭和15	1940					本新島村漁業協同組合昭和拾五年度 自一月至十二月 経費收支豫算書			仮綴	1		6 14 2
2 12	昭和15	1940			8	29	加入申込書	茨城縣稻敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地 保証責任漁業協同組合組合長理事 羽生剛	保証責任 茨城縣漁業組合聯合会會長理事 宮原庄助殿	仮綴	1		6 13
2 13 1	昭和16	1941			4	26	死亡届（組員根本作平）	右根本作平家督相続人 根本玄三印	本新島村漁業協同組合長理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 12 4
2 13 2	昭和17	1942			3	3	加入申込書	本新島村大字八筋川乙四八七番地 粟飯原瀨一印	本新島村漁業協同組合長理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 12 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 13 3	昭和17	1942			3	3	加入申込書	本新島村大字上ノ島四四〇番地 根本玄三 (名前抹消「一二」とあり)	本新島村漁業協同組合長 理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 12 3
2 13 4	昭和17	1942			3	3	領収書 (根本作平死亡につき脱退出資払い戻し届)	本新島村大字上ノ原四四〇番地 右相続人根本玄三㊦	本新島村漁業協同組合長 理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 12 5
2 13 5	昭和17	1942			3	5	(根本玄三戸籍抄本)			仮綴	1		6 12 6
2 13 6	昭和17	1942			3	17	加入申込書	本新島村上ノ島九八六番地 椎塚要之助㊦	本新島村漁業協同組合長 理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 12 1
2 14	昭和17	1942			4	26	加入申込書 (本新島村大字西代一九〇五番地坂本末松漁業組合加入願)	坂本松本㊦	組合長理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 7
2 15 1	昭和17	1942			3	1	身元引受書 (大鳥居金一郎義今般鮮魚検査員として奉職致し候につき身元一切引受候)	江寺茂雄㊦	本新島漁業組合長羽生剛殿	仮綴	1		6 9 2
2 15 2	昭和17	1942			3	1	辞職願	保証責任本新島村漁業協同組合監事坂本丑松㊦他1	組合長理事 羽生剛殿	仮綴	1	小林製の野紙用箋	6 9 3
2 15 3	昭和17	1942			3	3	加入申込書 (大字上須田字水神 漁業 江寺茂雄他29名)			仮綴	1		6 9 1
2 15 4							申込書 (黒田孫一郎病気につき出頭致しかね候につき)	黒田孫一郎㊦	本新島村漁業組合長殿	仮綴	1		6 9 4
2 16	昭和17	1942			3	3	(組合員名簿)			仮綴	1		6 10
2 17 1	昭和17	1942			3	3	証 (本新島村漁業協同組合新加入出資一口金25円第一回払込金領収書)	本新島村漁業協同組合長理事羽生剛殿	渡辺成平殿	単票	1		6 11 1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 17 2	昭和17	1942			3	3	領収書（亡渡辺鼎出資一口余25円第一回払込金領収証）	右相続人渡辺成平㊦	本新島村漁業協同組合長 理事羽生剛殿	単票	1		6 11 2
2 17 3	昭和17	1942			3	3	死亡届（組合員渡辺鼎死亡につき届）	右亡鼎家督相続人 渡辺成平㊦	本新島村漁業協同組合長 理事 羽生剛殿	仮綴	1		6 11 3
2 17 4	昭和17	1942			3	3	加入申込書	本新島村大字上ノ島 渡辺成平㊦	本新島村漁業協同組合長 羽生剛殿	仮綴	1		6 11 4
2 17 5	昭和17	1942			3	9	（渡辺成平戸籍抄本）			綴帳	1		6 11 5
2 18 2	昭和18	1943			1	11	漁業組合原簿記載変更登記申請書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田武千六百八番地理事 鎌田兼太郎他3	龍ヶ崎区裁判所阿波出張所御中	縦帳	1	「漁業組合加入申込証」1枚挿入	6 5
2 18 1	昭和17	1942			1	11	漁業組合原簿記載変更証之書面	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田武千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他4		仮綴	1		6 5 5
2 18 3	昭和18	1943			1	30	漁業組合加入申込証	森島村上須田二五八一 黒田要㊦	本新島村漁業組合長 羽生剛殿	便箋	1	N06-5-1-1に挿入	6 5 1
2 18 4	昭和18	1943			1	11	保証責任本新島村漁業協同組合原簿記載変更証明書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田武千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他4		仮綴	1		6 5 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 18 5	昭和18	1943			1	11	保証責任本新島村漁業協同組合原簿記載変更証明書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田貳千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他4		仮綴	1		6 5 3
2 18 6	昭和18	1943			1	11	漁業協同組合原簿記載変更登記申請書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田貳千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他3	龍ヶ崎区裁判所阿波出張所御中	仮綴	1		6 5 4
2 19	昭和19	1944					(漁業組合原簿記載変更登記関係綴)			便箋	1		6 1
2 19 1	昭和19	1944			1	10	保証責任本新島村漁業協同組合原簿記載変更証明書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田貳千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他2		便箋	1		6 1 2
2 19 2	昭和19	1944			1	10	漁業組合原簿記載変更登記申請書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田貳千六百八番地理事 鎌田兼太郎㊦他3	龍ヶ崎区裁判所阿波出張所御中	便箋	1		6 1 3
2 19 3	昭和19	1944			1	14	漁業組合原簿記載変更登記申請書	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合他4名	龍ヶ崎区裁判所阿波出張所御中	便箋	1	「漁業組合関係」の切紙1枚挿入、「2漁業組合原簿記載(申請)加入申込組合規約其他」の付箋貼付	6 1 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 20	昭和19	1944			1	10	漁業組合原簿記載変更ヲ証スル書面	稲敷郡本新島村大字石納千八百拾九番地保証責任本新島村漁業協同組合全村大字上須田千八百拾九番地 理事 鎌田兼太郎 ^印 他2		仮綴	1		6 2
2 21							(名簿, 教職員名簿の一部)			楕帳	1	2-20と2-22の間に挟み込み1枚、「茨城縣稲敷郡本新島村農會」の郵便	6 3
2 22							二字かへ ^印 保証責任 本新島村漁業協同組合追加原簿	組合長 理事 羽生剛 ^印		仮綴	1		6 4
2 23							保証責任本新島村漁業協同組合追加原簿 (組合員ノ氏名住所及保証金額)	理事 羽生剛 ^印		仮綴	1	貼紙1枚、「書記計金五拾錢司法書士猪野幾治郎 ^印 」	6 6
2 24							申込書 (本新島村漁業協同組合加入申込書)	本新島村上須田式千六百十一番地荒川周輔 ^印 昭和廿三年八月廿日生	羽生剛殿	単票	1		6 8
2 25							保証責任本新島村漁業協同組合原簿			縦帳	1		6 18
2 26							保証責任本新島村漁業協同組合規約			縦帳	1		6 21
2 27							保証責任本新島村漁業協同組合規約			縦帳	1		6 26
2 28							霞ヶ浦北浦ノ物資ニ就テ			単票	1		6 28

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 29							(組合員名簿の一部)			単票	1	1枚だけはずれて封筒に入っていた、「茨城縣稲敷郡本新島村農會」の郵便用箋	6 29
3	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並工作物設置許可に関する綴)			綴	(13)	N06の付箋貼付	9
3 1 1	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占有並工作物設置許可に関する綴第42号)			綴	(2)	N06の付箋貼付、「茨城縣」用紙	9 1
3 1 2	昭和16	1941			6	13	茨城縣指令土第五〇五五號(昭和16年3月18日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占有並びに工作物設置の件許可書)	茨城縣知事 (朱) 内藤寛一印	稲敷郡本新島村本新島漁業協同組合	単票	1	「蛭田」(朱印)押印、「茨城縣土木出張所16.6.18日第42號」の印押印	9 1 1
3 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占有並工作物設置を許可するに付命令書を下す)	茨城縣知事 内藤寛一印	稲敷郡本新島村大字石納本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 1 2
3 3	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占有並工作物設置に関する綴第47号)			綴	(3)	「茨城縣」用紙	9 2
3 3 1	昭和16	1941			6	13	茨城縣指令土第五〇五五號(昭和16年3月21日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並工作物設置の件許可書)	茨城縣知事 内藤寛一印	稲敷郡本新島村本新島漁業協同組合	単票	1	「蛭田」(朱印)押印、「茨城縣〇〇堀土木出張所16年6月18日〇〇第47號」の印	9 2 1
3 3 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占有並工作物設置を許可するに付命令書)	茨城縣知事 内藤寛一印	稲敷郡本新島村大字石納本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 2 2
3 3 3	昭和16	1941					漁場貸付一覧表(大字番号, 漁業名称, 漁場引受人, 漁業者及入漁者氏名, ほか)			豎紙	1	3-3-2に挟み込み	9 2 3

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
3 4	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置に関する繰第45号)			繰	(2)	「茨城縣」用紙	9 3
3 4 1	昭和16	1941			6	13	茨城縣指令土第五〇五五號(昭和16年3月21日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置の件許可書)	茨城縣知事 内藤寛一印	稻敷郡本新島村本新島村漁業協同組合	単票	1	「蛭田」(朱印)、「茨城県□□堀土木出張所昭和16年6.18日牛収第45號」の印	9 3 1
3 4 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占用並工作物設置を許可するに命令書)	茨城縣知事 内藤寛一印	稻敷郡本新島村大字石納本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 3 2
3 5	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並工作物設置に関する繰第44号)			繰	(2)	「茨城縣」用紙	9 4
3 5 1	昭和16	1941			6	13	茨城縣指令土第五〇五五號(昭和16年3月21日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占有並びに工作物設置の件許可書)	茨城縣知事(朱) 内藤寛一印	稻敷郡本新島村本新島漁業組合	単票	1	「蛭田」(朱)、「茨城県□□堀土木出張所 昭和16.6.18日牛収第44號」の印	9 4 1
3 5 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占用並工作物設置を許可するに付命令書を下す)	茨城縣知事(朱) 内藤寛一印	稻敷郡本新島村大字石納本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 4 2
3 6	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置に関する繰第43号)			繰	(2)	「茨城縣」用紙	9 5
3 6 1	昭和16	1941			6	13	茨城縣指令土第五〇五五號(昭和16年3月21日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置の件許可書)	茨城縣知事(朱) 内藤寛一印	稻敷郡本新島村本新島漁業協同組合	単票	1	「蛭田」(朱)、「茨城県□□堀土木出張所 昭和16.6.18日牛収第43號」の印	9 5 1
3 6 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占用並工作物設置を許可するに付命令書を下す)	茨城縣知事(朱) 内藤寛一印	稻敷郡本新島村大字石納本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 5 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
3 7	昭和16	1941			6	13	(霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置に関する綴第48号)			綴	(2)	「茨城県」用紙	9 6
3 7 1	昭和16	1941			6	13	茨城県指令土第五〇五五號(昭和16年3月21日霞ヶ浦筋漁業に伴う水面占用並に工作物設置の件許可書)	茨城県知事 内藤寛一印 (朱)	稲敷郡本新島村大字石納 本新島村漁業協同組合	単票	1	「蛭田」(朱)印、「茨城県□□堀土木出張所昭和16.6.18日牛収第42號」の印	9 6 1
3 7 2	昭和16	1941			6	13	命令書(霞ヶ浦筋水面占用並工作物設置を許可するに付命令書を下す)	茨城県知事 内藤寛一印 (朱)	稲敷郡本新島村大字石納 本新島村漁業協同組合	仮綴	1		9 6 2
4	昭和17	1942			1	1	(本新島村大字西代・上ノ島・上須田・押堀耕地内ノ公有水面貸与免許関係綴)			綴	(19)	「7」の付箋貼付・区画漁業免許関係	10
4 1	昭和17	1942			1	1	(区劃漁業免許願, 養殖場設計書他関係書類)		茨城県知事 内藤寛一殿	縦帳	1	「漁場、位置及区域別紙漁場図ノ通」とあり、袋に入れて綴込み	10 14
4 1 1							(区劃漁業漁場図 袋)			綴	1	袋に入れて綴込み	10 14 1
4 1 2							区画漁業漁場図(稲敷郡本新島村大字中島地内)			舗	1		10 14 2
4 1 3							区劃漁業漁場図(稲敷郡本新島村大字上須田字押堀地内)			舗	1		10 14 3
4 1 4							区劃漁業漁場図(稲敷郡本新島村大字西代地内)			舗	1		10 14 4
4 1 5							区劃漁業漁場図(稲敷郡本新島村大字上ノ島地内)			舗	1		10 14 5

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
4 2	昭和17	1942			2	1	(区劃漁業免許願, 養殖場設計書他関係書類)	保証責任本新島村漁業協同組合組合長理事 羽生剛印	茨城縣知事 内藤寛一殿	縦帳	1		10 13
4 3	昭和17	1942			5	1	(区画漁業免許願他関係書類)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 保証責任 本新島村漁業協同組合組合長理事 羽生剛印	茨城縣知事 内藤寛一殿	縦帳	1		10 4
4 4	昭和17	1942			5	1	(区画漁業免許願他関係書類)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 保証責任 本新島村漁業協同組合組合長理事 羽生剛印	茨城縣知事 内藤寛一殿	縦帳	1		10 6
4 5	昭和17	1942			5	1	(区画漁業免許願他関係書類)	保証責任 本新島村漁業協同組合長 羽生剛印		縦帳	1		10 8
4 6	昭和17	1942			5	1	(区画漁業免許願他関係書類)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業協同組合組合長理事 羽生剛印	茨城縣知事 内藤寛一殿	仮綴	1		10 10
4 7	昭和17	1942			7		(同意書 区画漁業免許願他関係書類)	稲敷郡本新島村農會長 根本誠一郎		便箋	1		10 12
4 8	昭和17	1942			8	4	免許番號區第一七八號 (第二種漁業魚類養殖業区画漁業免許の件及び心得)	茨城縣知事 内藤寛一	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業協同組合	単票	1	上に2枚メモ貼付、「茨城縣」の野紙用箋	10 3
4 9	昭和18	1943			8	4	免許番號區第一七九號 (第二種漁業魚類養殖業区画漁業ノ件免許及び心得)	茨城縣知事 内藤寛一	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 保証責任 本新島村漁業協同組合	単票	1		10 5
4 10	昭和17	1942			8	4	免許番號區第一八〇號 (第二種漁業魚類養殖業区画漁業の件免許及び心得)	茨城縣知事 内藤寛一印		単票	1		10 7
4 11	昭和17	1942			8	4	免許番號區第一八一號 (第二種漁業魚類養殖業区画漁業の件免許及び心得)	茨城縣知事 内藤寛一印	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業協同組合	単票	1		10 9

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
4 12	昭和17	1942			8	4	免許番号一八二號（第二種漁業魚類養殖業区画漁業の件免許及び心得）	茨城県知事 内藤寛一	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業協同組合	単票	1		10 11
4 13	昭和17	1942			12	19	承諾書（鯉児20万尾放養の所有償にて釣魚致すことの承諾）	稲敷郡本新島村保証責任本新島村漁業協同組合組合長理事 羽生剛	水郷釣撈会代表 神谷寛一殿	便箋	1		10 2
4 14	昭和22	1947			2	6	契約書（公有水面貸与につき）	本新島村西代借受人 坂本甚左衛門㊦ほか2	本新島村漁業会御中	縦紙	1	「7」の付箋貼付、5銭の印紙貼付	10 1
5	昭和20	1945					（第一区組合員名簿、その他）			綴	(37)	「3第一区組合員名簿 定置漁業休業認可準備漁業會總會々議録其他」の付箋貼付	7
5 1	昭和20	1945			10	6	釣針配給の件	（イ）茨城県小川町 石川忠兵衛商店	本新島漁業会御中	便箋	1		7 9
5 2	昭和20	1945			12	2	電文（鮮魚価格につき、せり及び入札を禁止し、合理的な価格協定を結ぶべし）	水産局長	茨城県知事宛	単票	1		7 12
5 3	昭和20	1945			12	7	（古繊維製品還元物資ノ件、その他）	茨城県水産振興場㊦	漁業会御中	仮綴	1		7 11
5 4	昭和20	1945			12	17	鮮魚介並魚價等統制撤廃一件ノ措置運用ニ関スル件	茨城県水産振興場長 宮内武雄㊦	本新島村漁業会長殿	単票	1		7 13
5 5 1	昭和20	1945			11	15	暫定 淡水産物協定價格表			仮綴	1		7 16 12
5 5 2	昭和20	1945			12	6	鮮魚介並魚價等統制撤廃二件フ措置運用ニ関スル件（写）	茨城県経済第二部長	霞ヶ浦支所長	仮綴	1		7 16 13

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
5	5	3	昭和21	1946		1	10	懇談會開催ニ関スル件	茨城縣水産振興場長印		単票	1		7 16 11
5	5	4	昭和21	1946		2	10	漁業生産ノ計画並実績報告ニ関スル件	茨城縣水産業會 會長宮原庄助印	本新島村漁業會長殿	単票	1		7 16 10
5	5	5	昭和21	1946		2	12	昭和二十年度下半期漁船新造並ニ修理用木材割当ニ関スル件	茨城縣經濟部長	茨城縣水産振興場長殿	単票	1		7 16 3
5	5	6	昭和21	1946		2	12	漁業会金融状況調査ニ関スル件	茨城縣水産振興場長 宮原庄助印		単票	1		7 16 9
5	5	7	昭和21	1946		2	18	昭和二十年度下半期漁船新造並ニ修理用材木割当ニ関スル件	茨城縣水産振興場長 宮内武雄印	漁業會長殿	単票	1		7 16 1
5	5	8	昭和21	1946		1	19	懐中電灯用小丸型ナショナル乾電池特配ノ件	茨城縣霞北水産組合印	本新島漁業會長殿	単票	1		7 16 14
5	5	9	昭和21	1946		2	21	漁船用櫓配給代金請求ノ件	茨城縣水産振興場長 宮内武雄印	本新島村漁業會長殿	単票	1		7 16 8
5	5	10	昭和21	1946		2	22	臨時組合会出席ノ為メつくばね回航通知ノ件茨城県	茨城県霞北水産組合組長 小林孝寿	羽生剛殿	単票	1		7 16 4
5	5	11	昭和21	1946		2	25	漁業用櫓代金請求ニ関スル件	茨城縣水産振興場長 宮内武雄印	本新島村漁業會長殿	仮綴	1		7 16 6
5	5	12	昭和21	1946		2	25	漁業用櫓配給者報告ノ件	茨城縣水産振興場長 宮内武雄		仮綴	1		7 16 7
5	5	13						造修用木材割當表（霞ヶ浦・稲敷・利江・北浦各造船所における建造用・修理用杉・松その他堅材割当表）			単票	1		7 16 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 5 14							保証責任本新島村漁業協同組合生鮮魚小売行商部員名簿			単票	1		7 16 5
5 6	昭和21	1946			2	2	出資金二関スル件	茨城県経済第二部長 関	本新島村漁業会長殿	仮綴	1		7 5
5 7	昭和21	1946			2	5	保証責任本新島村漁業会総会々議録	議長 羽生潔, 出席員 坂本巖, 永作昇, 渡辺庸平		縦帳	1		7 7
5 8	昭和21	1946			2	16	(古綿網発送の件)	多賀郡大津町鹿志村菊之助	稲敷郡本新島村漁業会御中	葉書	1		7 10
5 9	昭和21	1946			2	25	昭和二十一年度歳計現金預入先議決ノ件	横利根川沿岸用排水普通水利組合管理者 本新島村長 高城治郎右衛門		単票	1	(裏面)「精算報告書 昭和二十一年二月二十六日臨時総会提出 株木政一氏 寄附金精算報告」	7 4
5 10	昭和21	1946			2		(本新島村漁業会臨時総会召集通知及び委任状)			便箋	1		7 8
5 11	昭和21	1946			3	6	臨時總會開催二関スル件	茨城県水産業會 會長 宮原庄助 関	本新島村漁業会長殿	単票	1		7 3
5 12 1	昭和21	1946			4	1	定置漁業休業認可申請 (免許番号定第八四九号休業認可申請写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 本新島村漁業会長 理事 羽生剛	茨城県知事 友末洋治殿	単票	1		7 6 1
5 12 2	昭和21	1946			4	1	理由書(写) (免許番号定第八四九号休業理由書写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地本新島村漁業会長 理事 羽生剛		単票	1		7 6 2
5 12 3	昭和21	1946			4	1	定置漁業休業認可申請 (免許番号定置第七三五号休業認可申請写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 本新島村漁業会長 理事 羽生剛	茨城県知事友末洋治殿	単票	1		7 6 3

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 12 4	昭和21	1946			4	1	理由書 (免許番号定第七三五号休業理由書写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 本新島村漁業会長 理事 羽生剛		単票	1		7 6 4
5 12 5	昭和21	1946			4	1	定置漁業休業認可申請 (免許番号定第八五〇号休業認可申請書写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 本新島村漁業会長 理事 羽生剛	茨城県知事 友末洋治殿	単票	1		7 6 4
5 12 6	昭和21	1946			4	1	理由書 (免許番号第八五〇号休業理由書写)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地 本新島村漁業会長 理事 羽生剛		単票	1		7 6 6
5 12 7	昭和21	1946			4	1	定置漁業休業認可申請 (免許番号定第七三五号定第八四九号 定第八五〇号休業申請)	稲敷郡本新島村石納一八一九番地本新島村漁業会長 理事 羽生剛印	茨城県知事 友末洋治殿	単票	1	「本新島村漁業会長宛添附書類」の付箋貼付、茨城県昭和21.4.06受付の印	7 6 8
5 12 8	昭和21	1946			4	22	定置漁業休業認可申請ノ件	経済部長印	本新島村漁業会長殿	単票	1	「茨城県」の野紙用箋	7 6 7
5 13							(自転車の寄付金について)			単票	1		7 17
5 14							第一区組合員名簿			仮綴	1	「3第一区組合員名簿 定置漁業休業認可準備漁業會總會々議録其他」の付箋貼付、「茨城県霞北水産組合」の野紙用箋	7 1
5 15							(組合員寄付金名簿か)			単票	1		7 2
5 16							漁業用手槽櫓配給通知ノ件	茨城県水産振興場長 宮内武雄印 (茨城県水産振興場長之印)	羽生潔殿	単票	1		7 14

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 17							(会則改正に伴う臨時総会について)	麻生 大石□□□	羽生剛様	単票	1		7 15
6	昭和20	1945					(小作証書綴)			綴帳	(4)	「N02」の付箋貼付	2
6 1	昭和20	1945			9	10	小作証書	行方郡香澄村字牛堀六四 小作人 兼平栄助 ㊦	土浦市真鍋町中川延四郎殿	縦紙	1	3銭の収入印紙貼付	2 3
6 2	昭和20	1945			11	30	小作証書	行方郡香澄村永山 小作人 小谷野種正	内田五一殿	仮綴	1		2 1
6 3	昭和20	1945			11	吉	小作証書	行方郡香澄村大字永山 小作人 小谷野己巳 ㊦	内田五一殿	仮綴	1		2 2
6 4	昭和20	1945			11	吉	小作証書	行方郡香澄村永山 小谷野 治郎助 ㊦	鹿嶋郡豊津村大船津 内田五一殿	縦紙	1		2 4
7 1	昭和22	1947					(羽生剛 農地調査集計表)	羽生剛 ㊦		単票	1	「N05」の付箋貼付、境島実行組合	3 1
7 2	昭和22	1947			2	18	農地調整法第十七條に依る申告書 (農地調査表)	(申告者) 世帯主住所稲敷郡本新島村大字境島447番地 羽生剛 ㊦	茨城縣知事殿	単票	1		3 2
7 3	昭和22	1947			2	18	農地調整法第十七條に依る申告書 (農地調査表)	(申告者) 世帯主住所稲敷郡本新島村大字境島 羽生剛 ㊦	茨城縣知事殿	単票	1		3 3
8	昭和22	1947			11	3	(漁業に伴う水面占用願・漁場図など綴)			綴	(16)	「漁業権 4」の付箋貼付	11
8 1	昭和22	1947			11	3	保証責任本新島村漁業ノ會臨時總會々議録 (謄本)	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業会長理事 羽生剛 ㊦		仮綴	1		11 3

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
8 2 1							区劃漁業漁場図（稲敷郡本新島村大字上ノ島地内）				1		11 3 1
8 3	昭和22	1947			11	3	（霞ヶ浦通稲敷郡本新島村大字境島地先水面占用願及び漁場図ほか）			仮綴	(7)		11 4
8 3 1	昭和22	1947			11	3	保証責任本新島村漁業會臨時總會々議録（謄本）	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業會會長理事 羽生剛 [㊦]		仮綴	1		11 4 7
8 3 2	昭和22	1947			11	20	水面占用願（霞ヶ浦通稲敷郡本新島村大字境島地先水面占用願）	稲敷郡本新島村大字石納一八一九番地保証責任本新島村漁業會會長理事 羽生剛 [㊦]	茨城県知事 友末洋治殿	仮綴	1	「稲敷郡本新島村役場昭和22.11.22受付第173號」の印、「茨城県牛堀土木事務所22.11.22牛収第243」號の印、「土木部經理課23.1.29受付」印。	11 4 1
8 3 3							漁場図			単票	1		11 4 2
8 3 4							定置漁業口築類漁業網代漁場図（稲敷郡本新島村大字境島地先漁場図 縮尺参千分之一）			単票	1		11 4 3
8 3 5							漁場連絡図			単票	1		11 4 4
8 3 6							漁具設置方法書	稲敷郡本新島村漁業組合願人組合長 羽生剛 [㊦]			1		11 4 5
8 3 7							漁具設置図			単票	1		11 4 6

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
8 4	昭和22	1947			11	20	(霞ヶ浦通稲敷郡本新島村大字八筋川地先水面 占用願・漁場図ほか)			仮綴	(7)		11 2
8 4 1	昭和22	1947			11	20	水面占用願(霞ヶ浦稲敷郡本新島村大字八筋川 地先水面占用願)	稲敷郡本新島村大字石納一 八一九番地保証責任本新島 村漁業会長理事 羽生剛印	茨城県知事 友末洋治殿	仮綴	1	「霞ヶ浦干拓耕 地整理組合」罫 紙用箋、稲敷郡 本新島村役場昭 和22年11月22日 茨城県牛堀土木 事務所22.11.22 牛取、受付第 173號の印、第 244號の印	11 2 1
8 4 2							漁場図(稲敷郡本新島村地先準用河川図 縮尺 一万八千分の一)			単票	1		11 2 2
8 4 3							定置漁業漁場圖(稲敷郡本新島村大字境島字八 人割漁場図. 縮尺五〇〇分の一)			単票	1	8-4-2と8-4-4の 間に挟み込み	11 2 3
8 4 4							定置漁業口築類漁業網代漁場図(稲敷郡本新島 村大字八筋川地先縮尺3000分の一)			単票	1		11 2 4
8 4 5							漁場連絡図(稲敷郡本新島村地先準用河川図 縮尺一万八千分一)			単票	1		11 2 5
8 4 6							漁具設置方法書	稲敷郡本新島村漁業組合願 人組合長 羽生剛印		仮綴	1		11 2 6
8 4 7							漁具設置図			単票	1		11 2 7
8 5	昭和23	1948			2	23	漁業に伴ふ水面占用返戻について	茨城県土木部長印	稲敷郡本新島村石納保証 責任本新島村漁業会会長 理事 羽生剛殿	単票	1	「漁業権 4」 の付箋貼付、23 年2月28日の牛 堀土木事務所の 印	11 1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
9							水路敷地実測調査			便箋	1	綴穴あり、地番「八人割七五九」	4
10							寫 承諾書（本新島村大字境島水害応急施設事業のため水路新設の儀承諾）	行方郡八代村大字上戸前島要三郎家督相續人前島要三郎 [㊦] ほか10名、代表者羽生剛 [㊦]		縦帳	1	「N04」の付箋貼付、水路新設	5
11							土地名寄帳（境島、千葉県境島、ト杭、本津・八筋川、三島、香澄村、八代村、麻生町、他町村）	本新島耕地整理組合		縦帳	1	「N01」の付箋貼付、（表紙裏貼紙1枚）、「参議院議員候補者一覧表」、 「昭和22年4月27日毎日新聞」、 「手紙1枚」（以上初丁に挟み込み）、 「（地租割メモ）」（千葉県境島の前に挟み込み）	1
11	1	昭和14	1939		7	12	（封筒）	茨城県龍ヶ崎税務署	稲敷郡本新島村境島 羽生剛殿	封筒	1		1 2
11	2	昭和18	1943		3		臨時農地価格統制令第三条ニ依ル許可申請書	稲敷郡本新島村大字	茨城県知事 辻山治平殿	縦紙	1		1 1
11	3	昭和22	1947		4	27	毎日新聞			新聞	1		1 4
11	4				4	12	参議院議員候補者一覧表	茨城県議会選挙管理委員会		縦紙	1		1 5
11	5						（ソ連抑留者の復員完了を期するにつき、書状下書）			便箋	1		1 3

解題 羽生潔家文書

史料の概要と特色

今回紹介する「羽生潔家文書」は、水産庁の委託により、1950年代初頭、財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査収集した時のものである。現在は独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。これらの史料は明治16年～昭和22年の間に作成されたもので、総点数163点（11袋）に整理され保管されていた。今回の再整理の結果、総点数163点（16袋）となった。

本年度公開の本所蔵文書は、『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』（昭和50年3月）に「羽生潔家文書」として記載発刊されているものである。昭和28（1953）年11月に発刊された『漁業制度資料目録』第9集（16頁）の記録によると、「所在地茨城県稲敷郡本新島村、所有者羽生潔、探訪年月日1951年8月15日、寄贈」と記されている。本文書の元の所有者であり文書名となっている羽生潔氏は、本新島村長・漁業組合長・本新島耕地整理委員を歴任した人物である。

探訪時の旧住所は「稲敷郡本新島村境島」とある。字名の「境島」は江戸期の「境島村」の名称で十六島新田の一つであった。『根郷五箇村定納記』によると、寛永5（1628）年に開発されたとあり、江戸期を通じて幕府領であった。村高は『旧高旧領取調帳』に「代官支配所二百二十五石八斗一升三合 佐々布貞之丞」とあり、『天保郷帳』以後は変化していない。

境島村は、明治22（1889）年、千葉県新島村の大字となったが、同32年県域の変更のため区域が二分された。利根川の北岸部分が茨城県本新島村に編入され境島は字名として残った。一方、南岸は新島村の大字としてその名をとどめた。本史料群の探訪時住所は本新島村に編入された当時の境島ということになる。

昭和30年、十余島村・本新島村・伊崎村の3ヶ村が合併して東村が成立し、「本新島」は大字名として残った。平成8（1996）年には東町が成立している。また、昭和35年には、本新島干拓の大字名は本新と改名された。（行政区画や名称がよく改定されるので注意が必要である。）平成17（2005）年3月、市制が布かれ「稲敷市境島」となり現在に至る。

この地域は利根川下流域に位置する早場米地帯で、秋には黄金色の水田が一面に広がる穀倉地帯である。霞ヶ浦・利根川・横利根川・新利根川など、水と共存する地域であるが、それはまた水害との戦いを余儀なくされる地域でもあった。古くから治水、利水、干拓などの努力が続けられ、現在は緑豊かな田園都市を築き上げている。

次の表1は「羽生潔家文書」を項目別に分類したものである。文書総点数163点を大略分類すると、土地関係が23点、漁業関係136点、その他4点になる。漁業関係が84%を占め、霞ヶ浦における漁業や漁業組合の実態を知る上の重要な史料となる。

表 1 羽生潔家文書項目別文書点数

明治 16 (1883) 年～昭和 22 (1947) 年

項 目	点数 (点)	割合 (%)	備 考
土地	23	14	「土地名寄帳」「霞ヶ浦埋立」「小作証書」など
漁業	136	84	「水面専用願」「漁場図」「公有水面貸与免許」など
その他	4	2	新聞、書状など
合計	163	100	

表 1 の項目別分類表にしたがい、以下に説明を加えてみよう。

1 土地関係

土地の名寄帳や霞ヶ浦埋め立てに関する史料は次のような内訳になっている。

- ① 無年号「土地名寄帳」(目録番号 11)、② 昭和 18 (1943) 年 3 月「臨時農地価格統制令第 3 条ニ依ル許可申請書」(目録番号 11-1)、③ 昭和 20 (1945) 年 11 月 30 日「小作証書」(目録番号 6-1)、④ 昭和 20 年 11 月吉日「小作証書」(目録番号 6-2)、⑤ 昭和 20 年 9 月 10 日「小作証書」(目録番号 6-3)、⑥ 昭和 20 年 11 月吉日「小作証書」(目録番号 6-4)、⑦ 昭和 22 (1947) 年 2 月 18 日「農地調査表他」3 点 (番号 7-1～7-3)、⑧ 無年号「水路敷地実測調書」(目録番号 9)、⑨ 無年号「写 承諾書」(目録番号 10)、⑩ 昭和 12 (1937) 年 2 月 8 日～同 14 (1939) 年 8 月 16 日「霞ヶ浦公有水面埋立工事関係」12 点 (目録番号 1-1～1-7) などの 23 点である。

これら土地関係の史料の中で注目されるのは、本新島耕地整理組作成の「土地名寄帳」(目録番号 11) と、その関係文書群である。「土地名寄帳」は無年号ではあるが、昭和 22 年 4 月 27 日付「毎日新聞」の挟み込みがあったことなどから、終戦後に作成されたものと推測される。境島、千葉県境島、ト杭、本津・八筋川、三島、香澄村など、各村毎に項目をたて、田ノ部、畑ノ部、宅地ノ部、原野ノ部に分類されている。一連の史料は、干拓と土地整備に関する台帳の原本として作成された可能性が高い。この種の史料が他に発見されていないので明確なところは分からないが、当時、この地域の干拓と土地改良に伴い、本新島耕地整理

委員会から、法務局（土地の登記）、および旧東町役場税務課（納税）へこれと同様のものが提出されたものと思われる。したがって、これは羽生家の控台帳として保管されていたものと考えられる（この点に関しては、稲敷市立歴史民俗資料館の資料調査委員石井駿氏・主事森田忠治氏のご助言をいただいた）。この台帳には文書寄贈者の羽生潔氏の名も納税者として出ている。他に鈴木巖氏の名も見える。この境島地域では、羽生家と鈴木家の二軒が古くからあった家である。

2005年11月16日に日本常民文化研究所による訪問調査の折、現当主の羽生勝郎氏と鈴木正秀氏から貴重なお話を伺うことができた。本新島漁業組合は、元来、規模が小さく組合員は40名ほどで、会計係も組合長が兼務していたという。勝郎氏のお話によると、羽生家は、潔一 剛一 重三 勝郎と代が受け継がれ、羽生潔氏は勝郎氏の曾祖父に当たるとのことである。羽生家には、明治43（1910）年3月13日、本新島村長江寺福太郎による羽生潔殿への感謝状が残されている。また、現当主の鈴木正秀氏の祖父巖氏は、戦時中から長年漁業組合長を務めていたことも教えていただいた。

この他に、羽生剛（住所 稲敷郡本新島村大字境島 447 番地）が茨城県知事に申告した書類が残されている。昭和22（1947）年2月18日「農地調整法第十七条に依る申告書（農地調査表）」3点（目録番号7-1～7-3）がそれである。ここには、賃貸価格が詳細に記録され、自作・小作の耕作関係や田畑を集計した表も残っている。農地調査の申告書がほぼ完全な状態で発見されたので、以下に抜粋して紹介しておこう。

様式1号

茨城県知事殿

農地調整法第十七条に依る申告書（農地調査表）（目録番号7-1）

世帯主（申告者）住所 稲敷郡本新島村大字境島 447 番地

氏名又は名称 羽生剛[㊦]

昭和22年2月18日

所在	地番	地目		面積		賃貸価格 及等級	耕作者 住所氏名	所有者 住所氏名	備考
		台帳	現況	台帳	現況				
境島本切	380	田	田	5畝 4歩	5畝 4歩	6円16銭	本新島村境島 羽生重三	同断 羽生剛	同一家族にして自作

同	382-1	田	田	2反2畝4歩	2反2畝4歩	26円56銭	同上	同断 羽生潔	同
同	378	田	田	5畝2歩	5畝2歩	5円20銭	同上	同断 羽生潔	同
水神下	386	田	田	2反1畝9歩	1反8畝24歩	30円80銭	同上	同断 羽生潔	同
同	387	田	田	2反2畝28歩	2反2畝4歩	20円80銭	同上	同断 羽生剛	同
同	388-1	田	田	6畝	6畝	7円80銭	同上	同断 羽生剛	同

(以下略)

次に示す史料は水田開発を目的とした霞ヶ浦公有水面埋立についての願書、命令書、地区の綴である。昭和12(1937)年4月16日、公有水面埋立が茨城県知事林信夫によって許可された時の史料や計画書、工事費明細書などが綴られている。史料を抜粋して以下に表示しておこう。史料中には、羽生剛、鈴木巖の名も見える。

★ 茨城県指令土第2600号(目録番号1-1~1-7)

稲敷郡本新島村大字境島

同	鈴木	巖
同	羽生	剛
同	浅野	作次郎

昭和十二年二月八日願霞ヶ浦埋立公有水面ノ件免許ス 但シ別紙命令書ノ通心得十日以内ニ受ケ所作仕出スベシ

昭和十二年四月十六日

茨城県知事 林 信夫 印

この綴には、同県知事からの同日付「命令書」、「公有水面埋立計画説明書」、「公有水面埋立工事費明細書」などがいっしょに綴られている。他に、五万分一地形図、堤塘縦断図、公有水面埋立区域内横断図面が挟み込まれている。

以下に示す史料は本新島村境島の水害応急施設事業として水路新設工事が実施された際の書類である。「承諾書」（目録番号 10）によると、場所として「本新島村大字境島字八人割七百五十七番ノ二千」が予定され、その土地を提供する地主の承諾署名の写があるため、地主の名前を特定することができる。代表者羽生剛以下 10 名が連署しているもので、これに関する「水路敷地実測調書」（目録番号 9）が保管されていたため詳細を知ることができる。

水路敷地実測調書（稲敷郡本新島村）

	郡村大字	字地番	地目	土地公帳地積	土地公帳賃貸価格	買収反別	買上反金	買上代金	所有者氏名
1	稲敷郡本新島村	八人割 759	田	605	7 円 40 銭	0 反 107	240 円	29 円 60 銭	羽生剛
2	同	同 757 - 20	原現田	216	25 銭	0 反 007	同	5 円 60 銭	鈴木巖外 3 名
3	同	同 757 - 19	同	217	25 銭	0 反 008	同	6 円 40 銭	同人
4	同	同 757 - 18	同	501	50 銭	0 反 013	同	10 円 40 銭	羽生剛
5	同	同 757 - 17	同	501	50 銭	0 反 015	同	12 円	鈴木巖

6	同	同 757 - 16	同	501	50 銭	0 反 016	同	12 円 80 銭	高安新助
7	同	同 757 - 15	同	501	50 銭	0 反 015	同	12 円	伊藤大三郎
8	同	同 757 - 14	同	501	50 銭	0 反 015	同	12 円	小原傳次郎
9	同	同 757 - 13	同	501	50 銭	0 反 015	同	12 円	香取五郎

(以下略)

2 漁業関係

漁業組合、漁場図など 136 点の内訳は、次の通りである。

① 昭和 14 (1939) 年～昭和 19 年「本新島漁業組合原簿記載変更登記関係その他綴」51 点 (目録番号 2-1~2-30)、② 昭和 16 (1941) 年 6 月 13 日「霞ヶ浦筋に伴う水面占用井工作物設置許可に関する綴」13 点 (目録番号 3-1~3-6)、③ 昭和 17 (1942) 年 1 月 1 日～昭和 22 年 2 月 6 日「本新島村大字西代・上ノ島・上須田・押堀耕地内ノ公有水面貸与、免許関係など綴」19 点 (目録番号 4-1~4-15)、④ 昭和 20 (1945) 年 10 月 6 日「第一区組合員名簿その他」37 点 (目録番号 5-1~5-17)、⑤ 昭和 22 (1947) 年 11 月 3 日～昭和 23 年 2 月 23 日「漁業に伴う水面占用願・漁場図など綴」16 点 (目録番号 8-1~8-4) などが含まれている。

本新島漁業組合は、霞ヶ浦を漁場とする保証責任漁業協同組合であり、現在も存続している。組合長には羽生潔氏の名も見える。昭和 14 (1939) 年～昭和 19 年に作成された「本新島漁業組合原簿記載変更登記関係その他綴」51 点 (目録番号 2-1~2-30) の中には、組織設定の認可、またそれに伴う規約変更認可に関する史料が綴られている。そのうち規約変更に関する史料を引用してみよう。

★ 昭和 15 (1940) 年 3 月 15 日「茨城県指令水第 2951 號」(目録番号 2-5-1、2-5-2)

昭和 14 年 7 月 28 日申請組合設定ニ伴フ規約変更ノ件認可ス

昭和十五年三月十五日

茨城県知事 吉 永 時 次^印

昭和十五年三月十五日

茨 城 県 経 済 部 長^印

本新島村漁業組合長 殿

貴組合ヨリ客年七月二十八日附ヲ以テ組織設定ニ伴フ規約変更認可申請ノ処、右ハ別紙ノ通認可相成候ニ付テハ漁業組合第十五條ノ二ニ依リ、遅滞ナク組合員ヲシテ第一回ノ出資払込ヲ為サシメ、第一回ノ払込アリタル日ヨリ二週間内ニ組織設定ノ登記相成度及通牒候追テ登記手続ニ付テハ、左記参照ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度尚登記済ノ上ハ登記事項ヲ添へ無相違報告相成度申添候（以下略）

昭和 8（1933）年 8 月 28 日「改正漁業法」（法律第 58 号）が制定された。これを請けて本新島村漁業組合においても、組織を改正し、「保証責任本新島村漁業協同組合」となった。『全国漁業組合総覧』によると、本組合が制度的に保証責任本新島村漁業協同組合として成立したのは、昭和 15 年 3 月 15 日であったことが分かる。当研究所に所蔵の「保証責任本新島村漁業協同組合原簿」（文書番号 6-18）には、本新島村大字上須田 黒田謙一郎他 20 名、同村上之島 渡辺庸平他 6 名、同村石納 坂部巖一、同村西代 根本誠一郎、同村八筋川 大堀義他 18 名、同村境島 羽生剛他 14 名の組合員名と保証金額が個別に記録されている。この時成立した組合が、現在に引き継がれている「本新島村漁業協同組合」である。

組織設定が行われた当時の本新島村近隣の漁業組合の様子を知るため、その明細を以下の表にまとめてみた。表中の組合は、すべて「保協」に設定されていることが分かる。また、この地域で 100 名を越える組合員をもつ組織は「土浦入漁業協同組合」のみである。

表2 漁業組合一覧

昭和17年11月

組織	組合名	事務所所在地	組織設定日	組員数	出資総額	積立金	借入金	余裕金	共同販売	共同購買
保協	新治大津	新治郡上大津村	15・1・13	98	2,740	—		30	—	—
同	土浦市	土浦市	14・1・24	68	10,140	—		738	—	950
同	土浦入	稲敷郡木原村	14・12・28	127	8,020	—	2,450	1,604	—	2,500
同	浮島村	稲敷郡浮島村	15・12・15	62	3,750	—		749	—	—
同	本新島村	稲敷郡本新島村	15・3・15	61	3,000	25		119	—	1,068

注) 表中の組合は全て湖沼組合である。 組織「保協」は、保証責任漁業協同組合を意味する。

(参考『全国漁業組合総覧』)

ところで、この時期より以前の組合はどのような存在形態をとっていたのだろうか。この点に関し、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所振興課から貴重な史料の提供を受けることができた。昭和15年、茨城県水産会が刊行した『茨城の水産』（紀元二千六百年記念版）が保存されていたのである。これによると、保証責任本新島村漁業協同組合の前身は、「非責任本新島村漁業組合」となっている。組員数は53名、経費決算額は243円とあり、事務所の所在地は本新島村、設立年月日は、明治37年9月26日となっている。したがって、明治34年施行「漁業法」を請けて設立された組合であることは間違いない。漁業組合成立史の観点から考えると、歴史の古い組合といえよう。

(文責 鈴木江津子)